

滋賀県原子力防災初動対応マニュアル(案)等について

1 作成の目的

- 平成 25 年度末までに、地域防災計画(原子力災害対策編)を修正するとともに、緊急時モニタリング計画および広域避難計画を策定。万が一の原子力災害発生時における緊急事態応急対策の活動体系を整理。
- 今年度、当該緊急事態応急対策の実効性を高めるため、その内容をさらに具体化・明確化することを目的に、要員数や各要員の役割、要員個々の視点での具体的活動(誰が、何を、どのような手段で、いつ行うのか)等を整理した「滋賀県原子力防災初動対応マニュアル」等を作成。

2 位置づけおよび概要

(1) 滋賀県原子力防災初動対応マニュアル(案) <別添 1 参照>

本県職員が滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)に基づく原子力災害対策に係る初動対応を迅速かつ的確に講じられるよう、その実施すべき具体的活動内容等を整理。

- 緊急事態区分ごとの動員計画(人、活動場所)
- 実務遂行マニュアル(担当別、活動項目別)
- 活動上必要な各種様式

(2) 滋賀県緊急時モニタリング実施要領(案) <別添 2 参照>

本県職員が緊急時モニタリング計画に基づく原子力災害対策に係る緊急時モニタリングを迅速かつ効果的に実施できるよう、その具体的な実施内容および方法等を整理。

- 緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンター(EMC(国設置))に係る動員計画(人、活動場所)
- 緊急時モニタリングの測定項目等(空間放射線率測定の候補地点、環境試料(農作物等)の候補および採取地点等)
- モニタリング要員の活動期間中の被ばく管理方法および管理基準
- 緊急時モニタリング実施の流れ(実務遂行マニュアル)
- 活動上必要な各種様式

(3) 原子力災害に係る滋賀県広域避難実施要領(案) <別添 3 参照>

本県職員が広域避難計画に基づく原子力災害対策に係る広域避難を迅速かつ効率的に実施できるよう、その具体的な実施内容および方法等を整理

- 実務遂行マニュアル(活動項目別、担当別)
- 活動上必要な各種様式

滋賀県原子力防災初動対応マニュアル（案）概要

I 総則

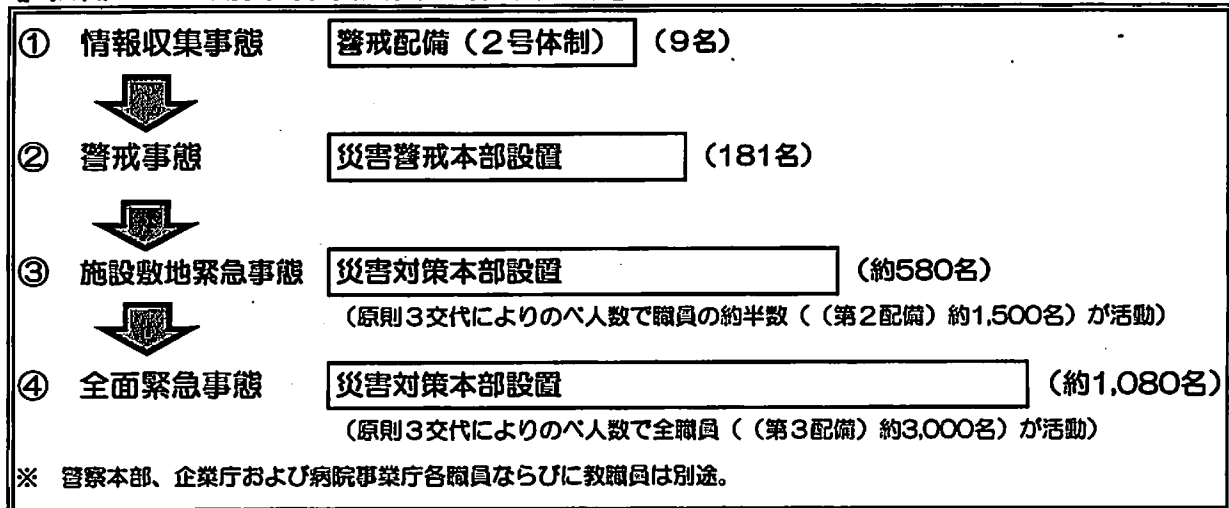
本マニュアル作成の目的・位置づけ、対象範囲、特徴（作成の考え方）を整理。

II 対応編

1 総則

初動活動の基本方針を示すとともに、初動対応における基本事項（留意事項）、緊急事態区分（フェーズ）ごとの配備体制を整理。

【組織および動員計画（人員、活動場所）】



2 実務遂行マニュアル

地域防災計画（原子力災害対策編）に則り、具体的な活動内容を整理。

(1) 担当別

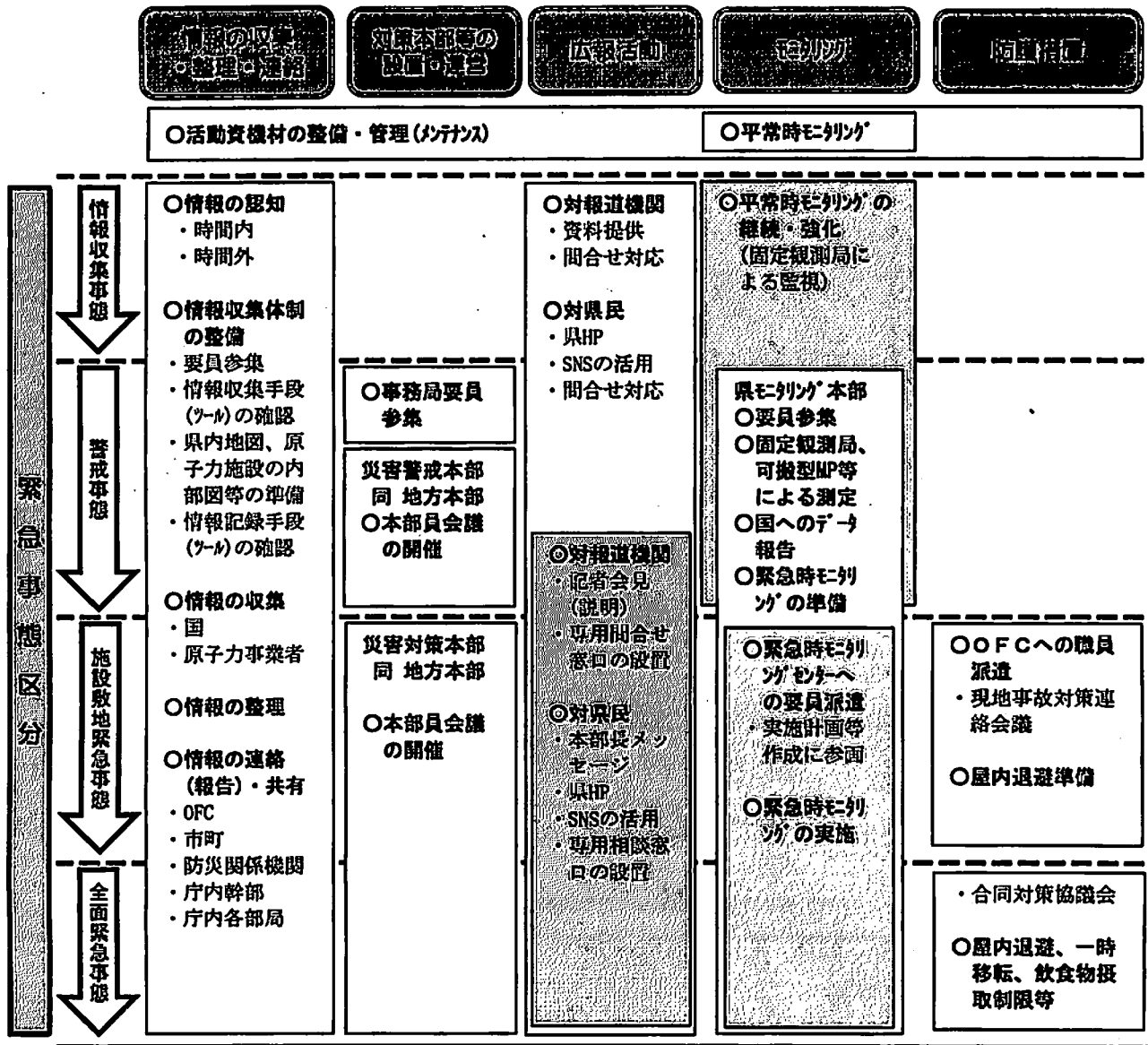
各要員が自らが所属する担当の職務を把握できるよう、各担当別に活動内容を整理。緊急事態区分ごとに、「情報の収集・整理・連絡」「対策本部等の設置・運営」「広報活動」「モニタリング」「防護措置」の5つの活動項目ごとに分類し、優先順位を考慮しながら、時系列に明示。

- 宿日直者
- 防災危機管理局原子力防災室
- 広報課（災害対策本部広報班）
- 秘書課（災害対策本部秘書班）
- 防災危機管理局警戒2号体制班（総務・広報班／情報・連絡調整班）
- 災害警戒本部（本部長、副本部長、本部員、連絡員、本部事務室長、本部事務室（総務・広報班／情報班、無線通信・連絡調整班）
- 災害対策本部（本部長、副本部長、知事公室長、防災危機管理監、本部員、幹事、副幹事、本部事務局（総務係／情報係／通信気象係）、対策拠点施設（オフサイトセンター派遣職員、各部各班（※主な班の活動項目を整理）
- 地方本部
- 県緊急時モニタリング本部（企画調整班、大気班、琵琶湖水班、飲料水班、農作物班、畜産物班、水産物班、林産物班、分析班）

※ 活動のイメージをできるだけ掴みやすいよう、チャート図などを併せて記載。

- ・ 基本となる指揮命令の流れ
 - ・ 県組織内および防災関係機関との情報収集伝達の流れ
 - ・ 防護措置実施単位図
- など

＜ 担当別 実務遂行マニュアルの整理イメージ ＞



(2) 活動項目別 (確認シート)

(1) 担当別で整理した活動内容について、各要員が情報の収集・連絡・調整等の相手方や、使用する様式等を順を追って理解できるように活動項目ごとに整理。

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
各活動内容ごとに整理し、記載。							

◎ 各種様式等<別冊>

活動において使用するFAX・電話等連絡票、本部員会議運営例、本部員会議議事録作成様式例、報道機関向け提供資料文例、記者会見(説明)対応例、自衛隊派遣要請文例等を整理。

III 参考資料編<別冊>

原子力災害は、風水害、地震といった自然災害とは異なる特殊性を有することや、専門的かつ特有の用語が使用されることから、平常時から学習用資料として活用できるように、原子力防災に関する基礎知識に関する資料および原子力防災関係用語集を別冊として整理。

滋賀県緊急時モニタリング実施要領（案）概要

I 総則

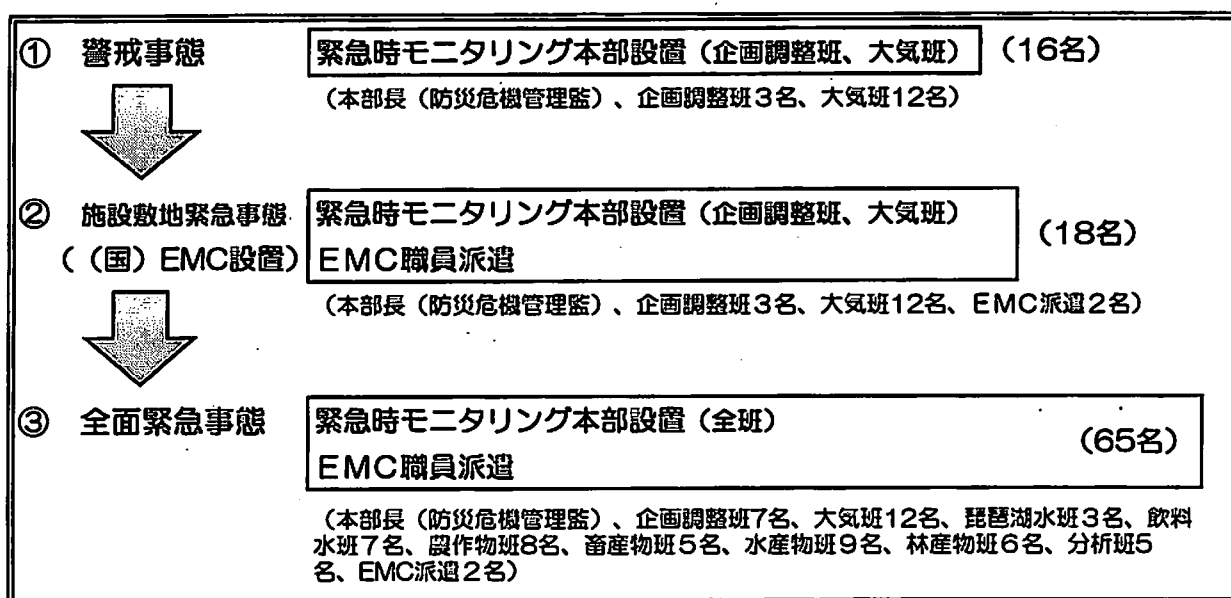
本実施要領作成の目的・位置づけ、対象範囲、特徴（作成の考え方）を整理。

II 対応編

1 緊急時モニタリング体制

警戒事態以降設置する緊急時モニタリング本部、および施設敷地緊急事態以降に設置されるEMCにおける同本部の位置づけ並びにEMCへの職員派遣について、その組織および動員計画を整理。

(1) 組織および要員



(2) モニタリング資機材の整備・維持管理

モニタリングのために整備、維持管理していくシステム（モニタリング情報共有システム等）および資機材（可搬型モニタリングポスト、防護服セット等）を整理。

2 緊急時モニタリングの実施

(1) 緊急時モニタリングの測定項目等

UPZ内（原子力施設から30km内および滋賀県版UPZ内）を中心に、緊急時モニタリングの測定項目等を整理。

ア 空間線量率

固定観測局、可搬型モニタリングポスト、モニタリング車による測定地点を整理。

イ 積算線量

ウ 大気中の放射性ヨウ素濃度

エ 環境試料中の放射性物質濃度

全面緊急事態に至り、外部への放射性物質の放出があり、空間線量率の測定結果が0.5 μ Sv/hを超える地域が生じた場合に調査対象となり得る試料（農作物、水道浄水等）や採取地点の候補を整理。

(2) 緊急時モニタリング結果の集約

緊急時モニタリングの実測値を迅速かつ一元的に把握するため、モニタリング情報共有システム(RAMISES)を整備し、活用。

(3) 緊急時モニタリング結果の取扱い

県HP、原子力規制庁HPおよびBBCびわ湖放送データ放送等による空間放射線量率の測定結果の公表、報道機関向け資料提供等の考え方について整理。

(4) 被ばく管理および汚染管理

被ばく管理方法（個人被ばく線量計による記録）や管理基準（活動期間中の外部被ばく累計線量限度50mSv）等を整理。

(5) 緊急時モニタリング実施の流れ（実務遂行マニュアル）

緊急時モニタリング計画に則り、各要員が自らが所属する担当（班）の職務を把握できるよう、各担当（班）別に活動内容を整理。「事態発生前」および緊急事態区分ごとに、「企画調整、結果集約・公表」「空間放射線量率測定」「積算線量測定」「大気中放射性ヨウ素濃度測定」「環境試料中放射性物質濃度測定」の5つの活動項目に分類し、優先順位を考慮しながら、時系列に明示。

■宿日直者 ■防災危機管理局原子力防災室 ■広報課(災害対策本部広報班)

■防災危機管理局2号体制班(総務・広報班、情報・連絡調整班)

■県緊急時モニタリング本部(企画調整班、大気班、琵琶湖水班、飲料水班、農作物班、畜産物班、水産物班、林産物班、分析班、EMC派遣職員)

※ 活動のイメージをできるだけ掴めるよう、連絡・報告の流れ図等を併せて記載。

◎ 各種様式等

活動において使用するFAX・電話等連絡票、報道機関向け提供資料文例、各モニタリング実施指示書、各測定結果報告書、個人被ばく管理票等を整理。

3 平常時モニタリングの実施

- 緊急時との比較評価等のために実施する平常時モニタリングの内容を整理。
 - ・ 空間線量率
 - ・ 積算線量
 - ・ 環境試料中の放射性物質濃度
- また、実施内容ごとに、担当課および活動概要を整理。

番号	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
各活動内容ごとに整理し、記載						

◎ 各種様式等

III 参考資料編<別冊>

原子力災害の特殊性や環境放射線モニタリング固有の用語が使用されることを踏まえ、平常時から学習用資料として活用できるよう、放射線やモニタリングに関する基礎知識に関する資料および関係用語集を別冊として整理。

原子力災害に係る滋賀県広域避難実施要領（案） 概要

I 総則

本実施要領作成の目的、位置づけ、対象範囲、特徴（作成の考え方）を整理。

II 対応編

1 総則

広域避難の実施における基本方針および活動内容の概要を明示。

(1) 基本方針

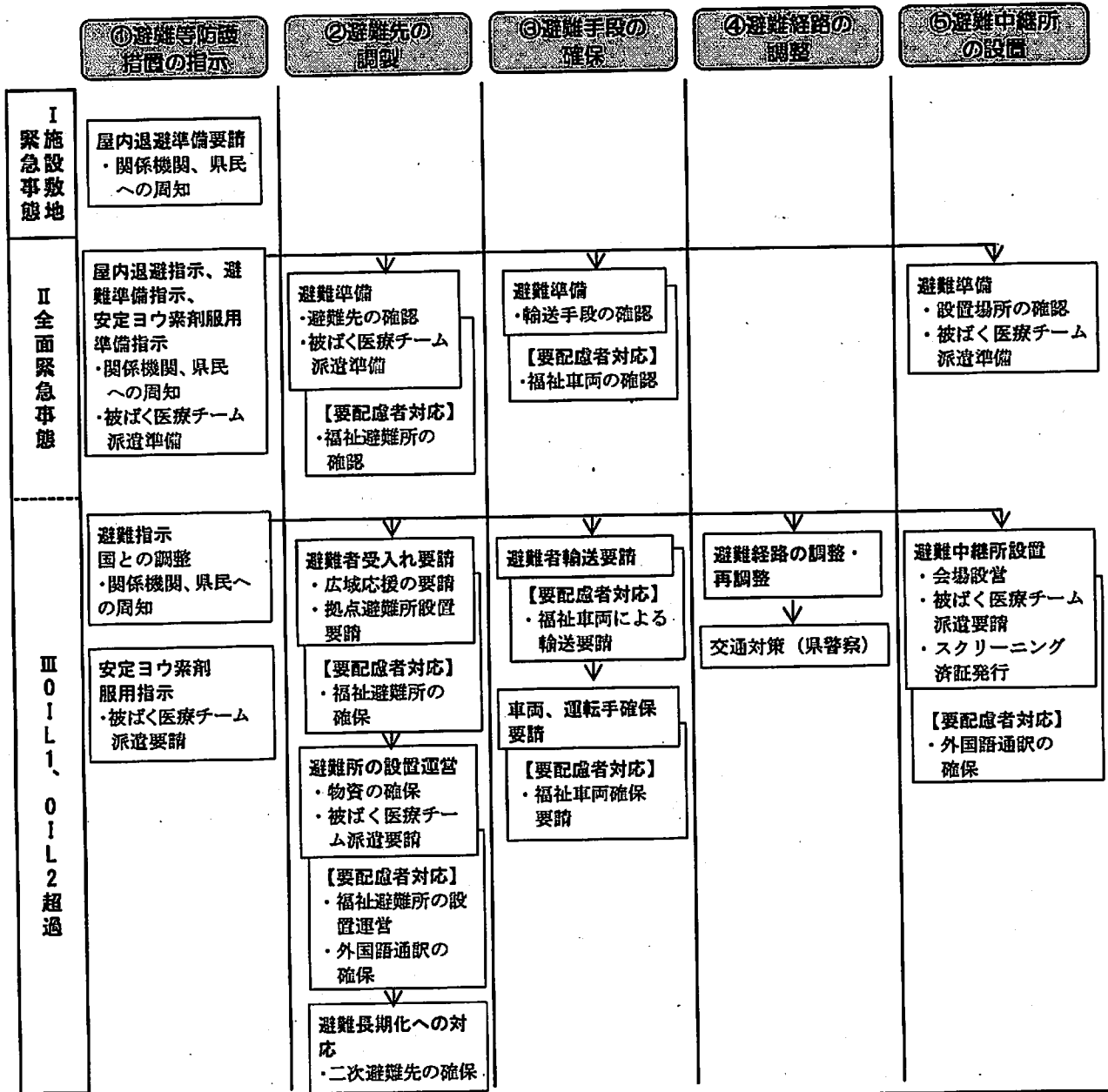
- 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）で定められた配備レベルおよび配備体制に基づき、要員一体となって、他の防災関係機関との連携を図りながら、広域避難対策の推進に取り組む。
- 原子力施設の周辺に放射性物質もしくは放射線の異常な放出またはその恐れがあり、屋内退避または避難（一時移転を含む。以下同じ。）の措置の指示があった場合には、屋内退避または避難の措置を執行。
- 避難にあたっては、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、原子力災害対策指針で定める防護基準（OIL）に基づき判断される避難指示により執行。
- 避難を実施する際には、合理的に被ばくの影響を軽減するため、地域的および年齢的段階的避難を考慮。
- 滋賀県版UPZ以遠の地域が避難対象区域となり、広域避難が必要となった場合、広域避難計画および本実施要領の規定に準じて、広域避難対策に取り組む。

(2) 活動内容の概要

広域避難計画に基づいた活動内容を次の5つの活動項目に分類し、活動項目ごとに時系列で整理。

- ① 避難等防護措置の指示
屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用に係る指示の伝達等について整理
- ② 避難先の調整
市外へ避難する際の調整方法および避難所の運営支援等について整理
- ③ 避難手段の確保
バス等輸送手段の確保に係る調整について整理
- ④ 避難経路の調整
避難先への交通路を事態の進展等に応じて確認する方法について整理
- ⑤ 避難中継所の設置
避難中継所の設置場所の調整および関係機関への要請について整理

《時系列で見た活動内容》



2 実務遂行マニュアル

(1) 活動項目別

- 具体的な活動内容を、スキーム図と確認シートで整理。
- スキーム図により、関係機関との連携体制と情報の流れを整理。
- 確認シートでは、情報の収集・連絡・調整等の相手方の詳細や、使用する様式等を順を追って理解できるように、活動項目を時系列で整理。

(2) 担当別

各要員が担当の職務を把握できるように、各担当別に具体的な活動内容を整理。

(3) 各種様式等

原子力災害初動対応マニュアルで用いられている様式のほか、広域避難の実施にあたり特に必要な様式を追加し整理。

III 参考資料編

広域避難の実施にあたり必要な、避難経路や避難元・避難先マッチングに係る資料を整理。